



世帯主氏名
様
現住所

支給市区町村（※基準日時点の市区町村）
御前崎市 長殿

令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金（低所得者支援分）申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）
		年 月 日	電 話（ ）

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員について記載

No.	(ふりがな) 氏 名	申請者との続柄	性別	生年月日	現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる	異なる場合には令和6年1月1日時点の住所を記載	令和6年度住民税均等割課税状況
	氏 名						
1					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）
2					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）
3					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）
4					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）
5					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）
6					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）
7					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）
8					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）
9					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）
10					☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税（均等割のみ）

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください)				(フリガナ) 口 座 名 義	
銀行 農協 金庫 漁協 信用 協同 信用 協同 信用 協同		本・支店 本・支所 出 発 所	1 普通 2 当座						
金融機関番号		店番号							

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。
※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、御前崎市役所 福祉課（臨時特別給付金専用ダイヤル 0537-29-5157）までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

□以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ①令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金（低所得者支援分）（以下「給付金（低所得者支援分）」という。）の支給要件（次の(1)～(5)全て）に該当します。
- (1) 世帯全員が、令和6年度住民税が非課税もしくは均等割のみ課税です。
- (2) 世帯全員が、令和6年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
※住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- (3) 世帯の中に、未申告である者はいません。
- (4) 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
- (5) 令和5年度に実施された、住民税非課税もしくは均等割のみ課税世帯を対象とした給付金の対象ではありません。
- ②給付金（低所得者支援分）の支給要件の該当性等を審査等するため、御前崎市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④御前崎市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、御前崎市が申請・請求者に連絡・確認できない場合、給付金（低所得者支援分）が支給されないことに同意します。
- ⑤給付金（低所得者支援分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（低所得者支援分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（低所得者支援分）を返還します。
- ⑥他の市区町村で、既に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち低所得世帯支援枠を活用した給付金の対象となる世帯ではありません。

提出書類

- 『令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金（低所得者支援分）申請書（請求書）』
（申請を必要とする世帯の場合）（本書） ※必要事項を御記入ください。
※住民税の課税地が御前崎市以外の場合は、次の両方が必要です。
- 令和6年度の住民税所得割が非課税であることを証する書類のコピー
- 令和5年度の住民税所得割が課税されていることを証する書類のコピー
- 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を御用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名